

広島県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年六月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三原市小坂町三三三番一地先から 三原市小坂町二三四番二地先まで	旧	七・二〇、 一一・八〇	一四六・〇〇	
三原市小坂町三三三番一地先から 三原市小坂町二三四番一地先まで	新	一三・二〇、 三三・九〇	九四・五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 七六・六〇メ ートル